

平成 28 年 8 月 30 日
健 発 0830 第 6 号
薬 生 発 0830 第 7 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 115 号）が本年 6 月 22 日にそれぞれ公布され、本年 10 月 1 日から施行されることなどから、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。）の一部を別紙のとおり改正することとし、平成 28 年 10 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に対して周知を図るとともに、予防接種後副反応疑い報告書の速やかな提出等その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。